

◎厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準(平成二十年厚生労働省告示第百二十九号)(抄)

改正案	現行
<p>第二 先進医療ごとに定める施設基準に適合する病院又は診療所において実施する先進医療</p> <p>一〇六十二 (略)</p> <p>六十三 M R I 撮影及び超音波検査融合画像に基づく前立腺針生検法</p> <p>イ 対象となる負傷、疾病又はそれらの症状</p> <p>前立腺がんが疑われるもの(超音波により病変の確認が困難なものに限る。)</p> <p>ロ 施設基準</p> <p>(1) 主として実施する医師に係る基準</p> <p>① 専ら泌尿器科に従事し、当該診療科について四年以上の経験を有すること。</p> <p>② 泌尿器科専門医であること。</p> <p>③ 当該療養について、当該療養を主として実施する医師として五例以上の症例を実施していること。</p> <p>(2) 保険医療機関に係る基準</p> <p>① 泌尿器科を標榜<sup>めいぼう</sup>していること。</p> <p>② 実施診療科において、泌尿器科専門医の医師が配置されていること。</p> <p>③ 放射線科専門医が配置されていること。</p> <p>④ 医療機器保守管理体制が整備されていること。</p>	<p>第二 先進医療ごとに定める施設基準に適合する病院又は診療所において実施する先進医療</p> <p>一〇六十二 (略)</p> <p>(新設)</p>

⑤ 倫理委員会が設置されており、届出後当該療養を初めて実施するときは、必ず事前に開催すること。

⑥ 医療安全管理委員会が設置されていること。

⑦ 1. 5テスラ以上の機器によるMRI撮影を行うにつき十分な機器及び施設を有していること。

⑧ 当該療養を実施した結果について、当該療養を実施している他の保険医療機関と共有する体制が整備されていること。

第三 先進医療を適切に実施できる体制を整えているものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する先進医療

一〇六十八 (略)

六十九 <sup>131</sup> I-MIGを用いた内照射療法 難治性褐色細胞腫 (ハ

ラングリオーマを含む。)

七十 FOLFIRINOX療法 胆道がん (切除が不能と判断されたもの又は術後に再発したものに限る。)

第三 先進医療を適切に実施できる体制を整えているものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する先進医療

一〇六十八 (略)

(新設)